

公益社団法人 日本俳優協会
著作隣接権等の処理に関する規約

(目的)

第1条 本規約は、公益社団法人日本俳優協会（以下、「本法人」という）の会員及び会員の遺族など権利継承者（以下、「権利者」という）の著作隣接権及び肖像権等の権利の擁護とその拡大・改善をはかり、あわせて権利の行使を有効かつ円滑ならしめ、会員の出演する録音録画物及び写真等の利用流通をはかり、以てわが国の芸術文化の向上発展に資することを目的とする。

(委任)

第2条 権利者は、本法人に対し、著作権法第89条に規定する著作隣接権等及び肖像権等の権利につき全部又は一部を譲渡し、またはその権利の行使を委任することができる。

2. 前項の委任は、別途本法人の定める委任状の提出によるものとする。
3. 本法人は、本条第1項により譲り受けまたは委任を受けた権利の行使につき、本法人が適当と認める団体に対し、再委任することができる。
4. 本法人は、本法人会員以外の実演家等から、第1項に定める権利を譲り受け、またはその権利の行使の委任を受けることができる。

(分配)

第3条 権利者は、本法人が前条の委任を受けて権利の行使をしたときは、受領した使用料、報酬または補償金の分配を受ける権利を有する。

2. 前項の分配の方法、金額、並びに本法人に対する事務手数料の額は理事会において決定するものとする。

(分配の保留)

第4条 本法人は、第2条の委任を受けて権利の行使を行い受領した使用料、報酬または補償金等が、以下に定める条項に該当するときは、理事会の決議により、その全額または一部を分配せず、本協会への寄付金として協会員全体のために使用することができる。

- (1) 分配に要する経費が、受領した額の相当部分を占めると予想される場合
- (2) 受領した額の性質上、分配することが不適当な場合
- (3) その他理事会において相当と認めた場合

- 付 則
1. 本規約は、昭和 60 年 5 月 29 日より施行する。
 2. 本規約の改廃は、総会の議決を必要とする。
 3. 平成元年 5 月 29 日の総会の議決により一部変更。
 4. 平成 9 年 5 月 30 日の総会の議決により一部変更。
 5. 平成 24 年 6 月 28 日の総会の議決により一部変更。